

長崎県民生委員児童委員協議会 令和6年度事業計画

<活動方針>

地域では、急速な少子高齢化と人口減少が進み、高齢者、障害者、児童や生活困窮者等が抱える福祉課題が複雑化・多様化しています。しかし、労働人口の減少やそれに伴う定年年齢の引き上げによって民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)をはじめとした地域の担い手不足は深刻になっており、これまでの制度ではこのような福祉課題に対応することが難しくなっていくと想定されています。そのため、国は、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、住民同士が地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げており、地域住民の身近な相談相手、見守り役である民生委員による地域住民の生活実態や福祉課題の把握、地元自治体や関係機関と協力した包括的な支援体制の整備がより一層求められています。

また、1月1日には能登半島地震が発生し、民生委員は、自らも被災しているにも関わらず日常的な活動を行いつつ、今後中長期にわたる復興活動を支えていく担い手となります。災害は、毎年全国各地で発生しており、長崎県においてもいつ発生するかわからず、常に意識して備える必要があります。

さらに、今年度は、3年に1度の長崎県民生委員児童委員活動研究大会、11年に1度の九州ブロック民生委員・児童委員関係事業会議の開催年になっています。それぞれの事業を効果的に実施できるよう検討し、円滑な運営に努める必要があります。

以上のことから、本会では、民生委員活動の基本にある“区域を対象に、生活課題のある人に気付き、援助につなげ、見守る”取組を更に推進するとともに、住民に対する民生委員活動や関連する制度の普及啓発並びに国の施策において重視されているこども・子育て支援に関する活動の強化を図るべく次の事業を展開します。

<重点目標>

1. 民生委員・児童委員活動の取組の推進
2. 民生委員・児童委員活動及び制度の理解促進と普及啓発
3. こども・子育て支援に関する活動の情報収集・提供
4. 長崎県民生委員児童委員活動研究大会の効果的で円滑な実施
5. 九州ブロック民生委員・児童委員関係事業会議の効果的で円滑な実施

<実施事業計画>

1. 会務の運営

(1) 正副会長会議	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(2) 委員会	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(3) 専門部会	6月	長崎市又はオンライン
(4) 主任児童委員連絡会	7月、2月	長崎市又はオンライン
(5) 監査	5月	長崎市

2. 大会・研修会等の開催

(1) 中堅研修会	5月	諫早市
※主任児童委員研修会と合同で実施。		
(2) 主任児童委員研修会	5月	諫早市
※中堅研修会と合同で実施。		
(3) 相談技法研修会	7～9月	長崎市・佐世保市・県央
(4) 九州ブロック民生委員・児童委員関係事業会議	9月	長崎市
(5) 長崎県民生委員児童委員活動研究大会	10月	佐世保市
(6) 会長研修会(県委託)	2月	検討中
(7) リーダー研修会(県委託)	2月	検討中

3. 予算対策活動等の推進

- (1) 民生委員活動費および地区民児協活動推進費の予算確保への働きかけ
- (2) 県民児協への運営費補助の確保

4. ネットワーク活動の協働・推進

- (1) 小地域ネットワーク活動の機能強化など小地域福祉活動の推進

5. 福祉制度における民生委員・児童委員の協力等の促進

- (1) 地域共生社会づくりをはじめとする福祉制度等における協力等の促進
- (2) 各種福祉制度の周知と利用促進のための情報提供

6. 児童委員、主任児童委員活動の充実強化

- (1) 児童委員、主任児童委員活動の情報収集
- (2) 子育て支援や子どもの安全を守る取り組みに関する情報の提供
- (3) 福祉・保健・医療・教育等関係機関・団体との連携強化

7. 災害時要援護者支援活動の推進

- (1) 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の推進
- (2) 関係機関・団体と連携・協働した支援活動の推進

8. 生活福祉資金貸付制度を活用した個別援助活動の推進

- (1) 「福祉票」および「生活福祉資金借受世帯援助記録票」等の活用促進
- (2) 地域住民のニーズの発掘および借受者への個別援助活動の推進

9. 各市町および単位民児協の機能強化のための積極的な支援および協力

- (1) 郡・市町民児協を通して単位民児協の支援および協力
- (2) 特色ある単位民児協活動や民生委員・児童委員活動の県内民児協への紹介

10. 部会・連絡会活動の充実

- (1) 「児童福祉部会」「ネットワーク研究部会」「生活自立支援部会」の運営と活性化
- (2) 「主任児童委員連絡会」の運営と主任児童委員活動の活性化

11. 調査・情報提供活動の推進

- (1) 郡・市町民児協の現況把握

12. 広報活動の推進

- (1) 「県民児協だより」の年 2 回発行
- (2) 全民児連作成の PR グッズ等の提供

13. 表彰

- ・長崎県民生委員児童委員協議会会長
- ・長崎県社会福祉協議会会長
- ・九社連会長
- ・全民児連会長
- ・全社協会長

14. 関係機関・団体との連携強化